

## 海外展開サポートデスク事業に係るサポートデスク登録企業募集要項

### 1 海外展開サポートデスク事業の目的

海外展開等に関する専門知識と実務経験を有する企業等をサポートデスクとして登録し、そのデスクを活用して、静岡県内企業等のタイ、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、インド及びメキシコでの海外ビジネスを支援する。

### 2 デスクの業務内容等

(1)業務内容 別紙のとおり

(2)業務依頼方法等 ※業務依頼を確約するものではありません。

①企業からの依頼に基づき、公益社団法人静岡県国際経済振興会(以下、「振興会」という。)は、登録デスクの中から任意のデスクを選定

②選定されたデスクは、企業からの依頼内容に対し具体的な支援内容と利用料金を振興会に提案

③依頼企業は、提案内容から利用内容を決定する。振興会は、依頼企業の決定を受け、デスクに業務を依頼

(3)報酬

・企業からの依頼の都度、デスクへの報酬を決定し、振興会が支払う。なお、支払い時期、支払い方法等詳細は、振興会とデスクで協議のうえ、決定する。

・報酬の支払い通貨が、外貨であっても報酬額は、日本円で決定する。

### 3 デスクの募集等

(1)募集時期

平成 28 年 3 月 15 日から随時、申込みを受け付ける。ただし、登録状況により募集を停止する場合があります。

(2)応募資格

次のアからエまでの要件をすべて満たすこと。

ア デスク業務を希望する国に事務所等を有していること。

イ 日本企業の海外展開を支援していること。

ウ 日本語での対応が可能であること。

エ 振興会とのコミュニケーションを迅速かつ円滑に図ることができること。

(3)応募条件

別紙の「(1)現地情報の収集・提供」業務については、税込 2 万円から、「(2)現地における進出及び販路開拓支援」業務については、税込 3 万円から利用できる業務を提案できること。外貨の場合は円相当額とする。

#### (4) 登録期間

- ・デスクの登録有効期間は、同一年度の4月1日から3月31日までの1年とする。  
ただし、年度途中で登録したデスクについては、登録日から同一年度の3月31日までとする。
- ・登録の更新は、デスクからの申し出がない限り自動更新とする。ただし、合理的な理由がある場合に限り、振興会は、デスクの同意がなくても登録を解除することができる。

### 4 応募方法等

#### (1) 提出書類および提出部数

次のアからエの書類を提出してください。

ア	様式 1-1 「サポートデスク登録申請書(※)」	1部
イ	様式 1-2 「宣誓書」	1部
ウ	様式 1-3 「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」	1部
エ	その他の書類	各1部

(ア)申請企業等の概要及び既存の海外展開支援サービス内容が分かる書類(様式任意)

(イ)様式4「支援可能業務確認表(※)」

(ウ)その他参考資料

(※)希望する国ごとに作成してください。

#### (2) 提出方法

- ・郵送又はEメールによる。
- ・Eメールの場合は、メールの件名を「サポートデスク登録応募書類の提出」とし、担当者2名に送付してください。また、提出書類は、すべてPDFファイル形式とすること。
- ・振興会から応募書類受領をEメールで通知します。提出から1週間を過ぎても受領メールが届かない場合には、振興会まで御連絡ください。

#### (3) 提出先

公益社団法人静岡県国際経済振興会

〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館4階

担当者(Eメール) 生嶋([ikushima@siba.or.jp](mailto:ikushima@siba.or.jp))、水野([mizuno@siba.or.jp](mailto:mizuno@siba.or.jp))

#### (4) その他

- ・申請書類の作成費用は、全て申請者側の負担とします。
- ・提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- ・応募内容について、補足説明や追加書類の提出をお願いすることがあります。
- ・原則、応募書類の提出後の差し替えは認めません。

## 5 審査方法等

### (1) 審査方法

申込み受付後、随時、書類審査を実施する。書類審査に通過した応募者を登録候補者とし、審査時におけるデスクの登録状況及び県内企業の利用ニーズを鑑みデスクを担当する企業を決定し登録する。なお、必要に応じて面接を実施することもあります。また、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

### (2) 審査結果の通知

審査結果については、書面で通知する。

## 6 問合せ先

公益社団法人静岡県国際経済振興会

〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1 静岡県産業経済会館 4 階

TEL 054-254-5161 FAX 054-251-1918

担当者(Eメール) 生嶋([ikushima@siba.or.jp](mailto:ikushima@siba.or.jp))、水野([mizuno@siba.or.jp](mailto:mizuno@siba.or.jp))

## 1 支援業務

区分	支援内容
(1) 現地情報の収集・提供	①現地パートナー候補(販売・提携・調達先等)の紹介 ②見本市・商談会に係る情報提供又は出展支援 ③製品、サービス等現地の市場状況に係る情報提供 ④現地視察先の選定支援 ⑤現地法人設立に関する情報提供 ⑥現地の税務会計又は人事労務管理に係る一般情報の提供 ⑦現地の工業団地やインフラ状況等進出計画策定支援のための情報提供 ⑧その他デスクが対応可能な支援
(2) 現地における進出及び販路開拓支援	①現地での進出・販路開拓に関する個別相談 ②現地での見本市・商談会での出展支援 ③商談支援(営業代行や同行訪問を含む) ④現地視察先のアポイント取得等支援 ⑤その他デスクが対応可能な支援

## 2 支援対象外の業務

- (1) 市場調査や企業の信用調査、契約書類の作成など高度の専門知識や能力・資格を必要とする業務
- (2) 政府高官など一般的な現地事情に鑑み、困難なアポイントメント取得支援
- (3) 具体的な事業展開を伴わない活動や抽象的な依頼への支援
- (4) 現地視察、商談等における通訳業務
- (5) 現地の弁護士事務所、会計士事務所、人材派遣会社等の紹介業務
- (6) ホテルの予約、車両の手配、通訳の手配など旅行代理店が行うべき業務
- (7) 違法性が疑われるもの、公序良俗に反すると思われるような業務
- (8) その他振興会がデスクの利用が適当でないと認める業務

様式 1-1 号

平成 年 月 日

サポートデスク登録申請書

公益社団法人静岡県国際経済振興会 会長 様

「サポートデスク」として登録したいので、次のとおり申込みます。

会社名		資本金	千円
代表者職氏名			
所在地			
担当者	氏名	所属	
	電話	FAX	
	E-mail		

○会社概要

設立年	年 月 日	(コンサルティング事業開始年)	年
社員数等	役員/社員数	名	うちコンサルタント業務担当 名
事業内容			
会社 HP	(URL) http://		
海外拠点 (国名及び 都市名)			

○海外ビジネス支援実績

支援業務			
主な支援実績			
主な 取引先企業 支援対象企業	規模	大企業・中堅/中小企業(従業員数 名程度)・小規模企業	
	業種		
公的機関からの業務受託実績(直近5年間)	有り ・ 無し ※有りの場合は、内容が分かる資料を添付してください		

○希望するサポートデスク業務

サポートデスク対応可能国	タイ・インドネシア・ベトナム・ミャンマー・インド・メキシコ
得意分野 専門分野	
対応可能国の経済 団体等とのネットワーク	
特記事項	(制約事項や専門分野以外でできること等)

○上記対応可能国における拠点等の概要

代表者名	代表者が日本人でない場合 日本語 可 ・ 不可	
スタッフ	日本人スタッフ	名
	日本語でのコミュニケーション可能スタッフ	名
現地での取引 先企業等	国別	日系企業・現地企業・日系以外の外資系企業
	業種	

※登録申請書は、対応可能国ごとに作成すること。

様式 1-2 号

平成 年 月 日

宣 誓 書

公益社団法人静岡県国際経済振興会 会長 様

住所

会社名

代表者名

印

当社は、サポートデスクを担う会社（以下「登録者」という。）として登録を受け、サポートデスクの業務を実施するにあたっては、次の事項を遵守し、信義に従い誠実にその努めを遂行することを宣誓いたします。

第 1 条 登録者として、利用企業からの依頼に基づく支援の実施に伴って知り得た機密に関しては、これを漏洩し、又は盗用しません。

2 前項の規定に関わらず次に掲げる情報は、機密に含まれないものとします。

- (1) 本宣誓時に、既に公知であった情報
- (2) サポートデスク利用の際に、既に公知であった情報
- (3) 利用企業からの要請を受けて、第三者を紹介し、又は問合せを行う場合の当該利用者の名称及び代表者の氏名並びに当該企業が公開することを同意した範囲内の事業概要
- (4) 本宣誓後に、当社の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
- (5) 本宣誓後に、適法に開示された利用企業等に関する情報

第 2 条 前条の規定に違反して、(公社)静岡県国際経済振興会、利用企業が損害を被ったときは、その損害について賠償する責を負います。

第 3 条 本宣誓の内容は、登録者としての登録が取り消された後においても、なお効力を有するものとします。

様式 1-3 号

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

公益社団法人静岡県国際経済振興会 会長 様

私は、次の 1 の各号のいずれかに該当し、若しくは 2 の各号のいずれかに該当する行為をし、又は 1 に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴振興会への申込みが拒絶され、又は、申込みに基づく決定が取り消されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

1 公益社団法人静岡県国際経済振興会との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団 (2) 暴力団準構成員 (3) 暴力団関係企業
- (4) 暴力団員等(暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。)
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

ア 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。

イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

エ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

オ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴振興会の信用を棄損し、又は貴振興会の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為

3 上記に関して不法行為があった場合は法的措置(民事・刑事)を講じられても構いません。

記入日 平成 年 月 日

住所 (又は所在地)

会社名及び代表者名

印



様式4号

支援可能業務確認表

会社名

◆支援可能業務及び業種をお尋ねしているものです。

支援可能分野と支援可能業種の交わる箇所に、もっとも適している場合は「◎」（3箇所まで）を、十分な能力を発揮できる場合は「○」（無制限）をご記入ください。

○国名[ ]

支援可能業務		支援可能業種	サービス業	製造業	小売業	卸売業	その他 (※)
(1) 現地情報 の収集・提供	①現地パートナー候補(販売・提携・調達先等)の紹介						
	②見本市・商談会に係る情報提供又は出展支援						
	③製品、サービス等現地の市場状況に係る情報提供						
	④現地視察先の選定支援						
	⑤現地法人設立に関する情報提供						
	⑥現地の税務会計又は人事労務管理に係る一般情報の提供						
	⑦現地の工業団地やインフラ状況等進出計画策定支援のための情報提供						
(2) 現地における進出 及び販路開拓支援	①現地での進出・販路開拓に関する個別相談						
	②現地での見本市・商談会での出展支援						
	③商談支援(営業代行や同行訪問を含む)						
	④現地視察先のアポイント取得等支援						

※その他の内容 [ ]

○業務に要する日数(標準処理日数) [ ] 日